

## 社団法人日本水産学会細則改正

現 行	改 正
<p style="text-align: center;"><b>第3章 役員、評議員</b></p> <p>第16条 理事の数は当分の間17名（会長1名，副会長2名）とし，会務の分担は次のとおりとする。 <u>庶務担当2名，会計担当2名，編集担当1名，企画・国際交流担当2名，支部担当7名</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 幹事および委員会等</b></p> <p>第24条 この法人に次の幹事をおく。 総務幹事1名，（省略），編集幹事4名，出版幹事1名，<u>企画幹事6名（企画一般・国際交流担当，シンポジウム担当，水産環境保全担当，漁業懇話会担当，水産利用懇話会担当，水産増殖懇話会担当各1名）。</u></p> <p>第25条 この法人に次の委員会をおく。 <u>編集委員会，学会賞選考委員会</u>，（省略），選挙管理委員会。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。ただし，<u>学会賞選考委員は全国の正会員の中から支部評議員の投票により選出し会長が委嘱する。</u></p> <p>4 各種委員会委員長および副委員長は委員の互選で定める。ただし，<u>学会賞選考委員長および副委員長は別にさだめる規定による。</u></p> <p>5 委員の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，<u>学会賞選考委員の任期はひきつづき2年を越えることはできない。</u></p> <p>第27条 <u>編集委員会は編集委員30名以内をもって構成し，学会誌に掲載する報文の原稿の審査を行うほか，編集発行に関する業務を担当する。</u></p> <p>第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 役員、評議員</b></p> <p>第16条 理事の数は当分の間17名（会長1名，副会長2名）とし，会務の分担は次のとおりとする。 <u>庶務・企画広報担当2名，会計担当2名，編集担当1名，シンポジウム担当1名，懇話会等担当1名，国際交流担当1名，支部担当7名</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 幹事および委員会等</b></p> <p>第24条 この法人に次の幹事をおく。 総務幹事1名，（省略），編集幹事2名，<u>企画広報幹事2名，出版幹事1名，シンポジウム幹事1名，懇話会等幹事4名（水産環境保全担当，漁業懇話会担当，水産利用懇話会担当，水産増殖懇話会担当各1名），国際交流幹事1名。</u></p> <p>第25条 この法人に次の委員会をおく。 <u>編集委員会，企画広報委員会</u>，学会賞選考委員会，（省略），選挙管理委員会。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。ただし，<u>学会賞選考委員は全国の正会員の中から支部評議員の投票により，また編集委員および企画広報委員は当該委員会の委員長と副委員長の合議により，選出し，理事会の議を経て会長が委嘱する。</u></p> <p>4 各種委員会委員長および副委員長は委員の互選で定める。ただし，<u>編集委員長および企画広報委員長は理事会で選出し，選出された委員長が副委員長を指名する。</u></p> <p>5 <u>編集委員と企画広報委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員の任期は引続き6年をこえることはできない。その他の委員の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，学会賞選考委員の任期はひきつづき2年を越えることはできない。</u></p> <p>第27条 <u>編集委員会は委員長・副委員長を含む委員30名以内をもって構成し，学会誌に掲載する報文の原稿の審査を行うほか，英文誌の編集発行に関する業務を担当する。</u></p> <p>第28条 <u>企画広報委員会は委員長・副委員長を含む委員20名以内をもって構成し，和文誌に掲載する記事の企画を行うほか，和文誌の編集発行，学会ホームページの運営および新たな事業の企画と広報に関する業務を担当する。</u></p> <p>第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条</p>

社団法人日本水産学会細則改正案（つづき）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 学会誌および学術図書</b></p> <p><u>第 35 条</u> （省略）</p> <p><u>第 36 条</u> 会誌は水産学に関する報文を掲載するほか、                      本会記事、会務公告、その他理事会および編集委員会                      が適当と認めた事項を掲載し毎月 1 回これを発行す                      る。</p> <p><u>第 37 条</u> <u>第 38 条</u> <u>第 39 条</u> <u>第 40 条</u> <u>第 41 条</u>  <u>第 42 条</u> <u>第 43 条</u> <u>第 44 条</u> <u>第 45 条</u> <u>第 46 条</u>  <u>第 47 条</u> <u>第 48 条</u></p> <p>（昭和 46 年 5 月 15 日一部改正。                      （省略） 平成 12 年 4 月 3 日一部改正。）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 学会誌および学術図書</b></p> <p><u>第 36 条</u> （省略）</p> <p><u>第 37 条</u> 学会誌は水産学に関する報文を掲載するほ                      か、本会記事、会務公告、その他理事会、編集委員会                      および企画広報委員会が適当と認めた事項を掲載し毎                      月 1 回これを発行する。</p> <p><u>第 38 条</u> <u>第 39 条</u> <u>第 40 条</u> <u>第 41 条</u> <u>第 42 条</u>  <u>第 43 条</u> <u>第 44 条</u> <u>第 45 条</u> <u>第 46 条</u> <u>第 47 条</u>  <u>第 48 条</u> <u>第 49 条</u></p> <p>（昭和 46 年 5 月 15 日一部改正。                      （省略） 平成 12 年 4 月 3 日一部改正。                      平成 13 年 4 月 3 日一部改正）</p>